

ご注意ください！

本補助金の交付を受けるためには、次の(1)～(3)のすべてに該当する必要があります。

- (1) 国など他の補助金を申請又は申請予定でないこと。
- (2) 機械設備の納品・支払を済ませ、令和5年2月末日までに実績報告書が提出できること。
- (3) 「業務開始日」(ウラ頁・下の*2)における従業員数(雇用保険対象者)が、「事業着手日」(ウラ頁下の*1)と比べて減少していないこと。

○ 提出書類【機械設備導入前】

市の
様式

- 申請書 〈様式第1号〉
- 中小企業概要調書 〈様式第2号〉
- 事業高度化に関する調書 〈様式第3号〉
- 事業計画書 〈様式第4号〉
- ※ 製品情報証明書 〈様式第5号〉
- ※ 年間使用電力量改善計画書 〈様式第6号〉
- ※ 補助率5%の場合は、様式第5号・第6号の提出は不要
- 法人の登記事項証明書【原本】 法務局で取得
- 機械設備の売買契約書【複写】(または発注書・注文請書)
 - ※ 発注前の場合は、発注予定機械設備の見積書【複写】
- 導入予定の機械設備のカタログまたは設計書
- 位置図(機械設備の導入工場がわかるもの。グーグルマップ等に目印でも結構です)。
- 工場内の機械配置図(機械設置場所を記載)
- 決算報告書(直近1期分)
- 定款【複写】
- 会社概要(パンフレット等)

○ 提出書類【事業開始後（納品・稼働・支払終了後）】

「業務開始日（*2）」から30日以内に提出をお願いします。

市の
様式

- 実績報告書 〈様式第8号〉
- 事業実績書 〈様式第4号〉
- 機械設備の売買契約書【複写】（または発注書・注文請書）

※ 交付申請時に未提出の場合

- 固定資産台帳【複写】
（「固定資産減価減却内訳明細書」内【機械及び装置】項目のうち、補助対象機械設備の記載があるページ）
- 機械設備の設置が確認できる写真等（市職員が撮影）
- 機械設備の支払い額が確認できる書類【複写】（領収書・振込明細書等）
- 雇用保険関係書類
業務開始日（*2）の属する月以降にハローワークで取得
事業期間（「事業着手日（*1）の属する月」から「業務開始日（*2）の属する月」まで）の被保険者について記載されている次の書類
 - (1) 事業所台帳 異動状況照会
 - (2) 被保険者台帳 1－3

※ 事業期間内における従業員数増減内容の確認のため、ハローワークから提供される「被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）」をご用意いただく場合がございます。

市の
様式

- 請求書 〈様式第10号〉

*1【事業着手日】とは、工事請負契約日、機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち、最も時期の早い日

*2【業務開始日】とは、補助対象経費に係る支払が全て完了し、補助事業の要件全てを満たして業務を開始した日